

# 無実の星野文昭さんを取り戻すために確定判決の構造と問題点を考える

## 第 1 回

### 〔 1 〕はじめに

今回から、確定判決の批判を始めます。

星野文昭さんは、無実の罪で無期懲役の判決を受け、この 8 月でまる 28 年間の獄中生活となります。星野さんを今も刑務所に閉じ込めているのは、1983 年 7 月 13 日に東京高裁・草場良八裁判長が言い渡した判決です。1987 年 7 月 17 日、最高裁の上告棄却により、これが確定判決になりました。私たちの運動の重要な課題として、この確定判決をうち破ることがあります。そこで、確定判決はどのような構造になっているのか、その問題点は何かを、みんなで学習して行こうと考えました。裁判の文書は難しく読みづらいのですが、弁護団におまかせではなく、私たちも挑戦しましょう。

### 〔 2 〕星野文昭さんは何を罪とされているか

星野さんは、一体どのような行為を罪とされ、無期懲役の判決を受けたのでしょうか。確定判決が認定している「罪となるべき事実」は、全部で 5 つあります。

1、中野駅から新宿駅、代々木八幡駅、東急本店前までの間、「他人の身体、財産に対して共同して害を加える目的をもって凶器を準備して集合した」。  
〔凶器準備集合〕

2、神山交番前で阻止線を張っていた、関東管区機動隊富沢小隊に対して、火炎びんや鉄パイプで「職務の執行を妨害した」。

〔公務執行妨害〕

3、富沢小隊の隊員に、熱傷等の「傷害を負わせた」。

〔傷害〕

4、神山派出所に火炎びんを投げつけて、「これを焼燬(しょうき)した」。

〔現住建造物等放火〕

5、中村恒雄巡查を、鉄パイプ、火炎びんで攻撃して「殺害した」。

〔殺人〕

このうち、2、3、4 については、星野さんが中野駅で行った演説で共謀が成立したとしています。デモ隊全員が「共謀共同正犯」なので、星野さんが直接実行していなくても、罪に問えるという論理です。これら全部が問題で、判決を認めるわけにはいきません。

### 〔 3 〕無期懲役の根拠

最後の殺人罪に関して、一審判決と確定判決には違いがあります。「未必の殺意」から「確定的殺意」に認定を変えているのです。

一審判決は、次のように言っています。

「右の者ら及び右状況を認識して同様に未必の殺意を抱きこれらの者と意思相通じて同巡查をその後順次取り囲むに至った前記集団の者ら数名において、被告人星野の指示のもとに」  
確定判決は、以下のように訂正しました。

「右の者ら及び同巡査をその後順次取り囲むに至った前記集団の者ら数名は、被告人星野の火炎びん投てきの指示のもとに、同巡査を殺害しようと思ひ、その意思を相通じたうえ」これを根拠にして一審判決を破棄し、無期懲役を言い渡したのです。次回からは、果して星野さんは中村巡査殺害に関与したのか、確定判決が言う「確定的殺意」が成り立つのかを、具体的に検討していきます。

## 第2回

### 〔1〕確定判決の事実認定

確定判決は、星野文昭さんが中村巡査殺害の「共謀及び実行行為」を行ったと認定しています。その上で、「未必の殺意」が、火炎びん投てきの段階で「確定的殺意」に変化した、一審裁判所がこれを見落とした、としています。

これが、一審判決を破棄して、星野さんを無期懲役とした最大の根拠です。逆に言うと、ここが崩れると、確定判決全体が崩れてしまうのです。まだ連載第2回ですが、いきなり核心問題に踏み込みます。難しい用語も出てきますが、一番肝心なところなので、よろしくお願いします。

確定判決の言う、星野さんの「共謀及び実行行為」は、ふたつあります。ひとつは、みずから中村巡査を鉄パイプで殴った、ということです。もうひとつは、中村巡査に対して火炎びんを投げるよう指示したということです。

### 〔2〕確定判決の依拠する証拠

最初の、「被告人星野の中村巡査に対する殴打」（確定判決・P.214）から検討します。

確定判決は、K r 証人の1972年2月14日と4月26日の各検面（検察官面前調書）と、荒川第一九回公判での証言を事実認定の柱にしています。中でも、4月26日付検面調書を重視しています。この日付は重要なので、覚えておいてください。K r 証人は一審で3回、証言を行っていますが、このうち荒川第一九回だけを、証拠として取り上げています。

確定判決の事実認定は、K r 証人を、O o 証人、I t 証人で補強するという構造になっています。「以上に、O o（2・17）及びI t（2・4、2・10、2・19）の各検事調書を総合すると、被告人星野が中村巡査を鉄パイプで殴打した事実を優に認めることができる」（P.216）

星野裁判では、この他に、A o、A r、S iの各証人がいます。この6人の証言以外に、「証拠」はないのです。しかし、確定判決は、中村巡査殴打に関しては、この3証人は採用しません。

### 〔3〕K r 証人の特徴

K r 証人は、当時、群馬工専の3年生、18才でした。

72年2月2日、突然逮捕されたK r 証人は蓄膿症を患っていました。これに目を付けた警察・検察は、治療を受けたければ言うことをきけと脅し、さらに、父親を呼び出して「説得」させました。

しかし、K r 供述は、揺れに揺れます。

自白 自白撤回・否認 再自白 家庭裁判所で再否認 検察官逆送で再々自白と揺れ動き、異例に多い2 通もの調書を取られています。通常の勾留日数は23日間ですが、少年だったK r 証人が、3ヵ月近くの取り調べを受けています。彼は、検察官のストーリーに抵抗しますが、結局、あきらめの境地に追い詰められます。取り調べの最後に検察官の言いなりにつくった調書、それが、4月26日付検面調書なのです。

実際には、K r 調書は矛盾する点が多く、彼は一審・二審の公判証言で、どうやって偽りの供述に追い込まれたかを生々しく語っています。しかし、確定判決はそういう事実はいっさい無視します。都合の良い証拠だけをつまみ食いの利用し、明らかに矛盾する証拠があるのに、なぜ採用しないのか説明もしません。これは、確定判決全体に貫かれている特徴です。

4月26日付検面調書は、捜査の最終段階でつくられたもので、検察官はここで全体のつじつま合わせをしました。だから、東京高裁・草場良八裁判長は、これを事実認定の柱にしたのです。

しかし、検察官がいかにつじつま合わせをしても、解決できない問題が残りました。それは、星野文昭さんの服装です。

### 第3回

星野さんは「きつね色の背広」を着ていたか？

#### 〔1〕K r 証人の供述内容

前回見た通り、確定判決は、鉄パイプ殴打の証拠としてK r 証人の供述をあげ、これを、O o 証人とI t 証人で補強するという構造になっています。

では、K r 供述の内容はどのようなものでしょうか。

確定判決が、具体的に引用しているのは、以下の部分です。

「K r の2・14及び4・26各（検）によれば、同人は、捜査段階において、被告人星野の中村巡査に対する殴打を明確に供述しており、とくに4・26（検）においては、当初自分が本件現場に到着した時点すなわち自分が中村巡査を殴打する前に、同被告人が中村巡査を殴打するのを見た旨一旦供述しながら、その後、『私が（中村巡査を殴打しているところに）飛びこんで、竹竿でなぐりつけた時、同被告人が鉄パイプを振り上げ、殺せ、殺せと叫びながら殴りつけているのを見た。』旨訂正し、自己の供述の正確を期しているのである」（P214.215）

整理してみます。

K r 証人は、星野さんによる中村巡査に対する殴打を明確に供述している。

特に、4・26検事調書では、自分が中村巡査を殴打する前に星野さんを認めたように言いながら、星野さんを見たのは竹竿で殴った時だったと修正している。

これは、「自己の供述の正確を期している」ものであり、信用できる。

#### 〔2〕星野さんと思わなかった

しかし、検事調書が意識的にふれない問題があります。それは、K r 証人はどうやって星野さんを見分けたかという問題です。

K r 証人は星野さんと初対面でした。中野駅で、当日、初めて会ったのです。その人が、中村巡査を殴る輪の中にいるかどうかを、しかも非常に混乱し興奮した状況のなかで、どうやって見分けたと言うのでしょうか。K r 証人は、殴っていた人が星野さんだと思わなかったのです。しかし、取り調べに負けて、星野さんだと供述してしまいました。だから、どうやって見分けた

か、語れなかったのです。

取り調べに当たった検察官が、この問題を知らなかったわけではありません。逆です。検察官は、ここに重大な弱点があることを自覚していました。だから、K r 証人がどうやって星野さんを認識したか、ひとつも触れないようにしたのです。

### 〔 3 〕 確定判決のペテン

K r 証人は、服装の色を根拠に星野さん殴打を認めたと、公判廷で証言しました。検察官が隠していた問題が法廷に出されてしまったのです。

これを「解決」するために、東京高裁・草場裁判長は、次のような「三段論法」を使いました。

K r 証人は、「きつね色の上着を着て、約四〇センチメートルの鉄パイプを持った腕が振り上がっているのを見た」

「被告人星野」は、「きつね色ないしカーキー色の背広」を着ていた。

したがって、殴っていたのは「被告人星野である」。

これは、とんでもないペテンです。絶対につながらない と を、無理やり でつないでいます。 が否定されれば、崩壊するのです。

K r 証人が見たのは、「きつね色の背広の上下を着た中肉中背の人が鉄パイプを振り上げ、振り下ろすところ」だけなのです。この人が星野さんであるという認識は、まったく無かったのです。

草場裁判長は、なにがなんでも星野さんを有罪にするために、彼の服装を「きつね色の背広」にしてしまいました。こうしないと、事実認定が破綻してしまうからです。殴打立証の大黒柱とも言うべきK r 供述は、星野さんの服装が「きつね色の背広」でないと分かった瞬間に崩れてしまうのです。ここに、確定判決の最大の弱点があります。

星野文昭さんが着ていたのは、空色のブレザーと明るいグレーのズボンです。このことを、次回、証明します。

## 第 4 回

星野文昭さんの服装は薄青のブレザー、グレーのズボン

### 〔 1 〕 上告趣意書の内容

前回見たように、K r 証言は服装によって間接的に星野さんを認識したという構造になっており、星野さんの当日の服装が「きつね色の背広上下」ではないと分かった瞬間に崩壊してしまいます。

1984年2月29日付けの上告趣意書で、星野さんは、自らの服装を詳細に明らかにしています。

「私の当日の服装は、上着は、ジーパンを洗って薄くなったような抑えた色合いの薄青色のブレザーで、ウエストの部分が細めになっていてスポーティな形のもの。ズボンは、色は薄いグレーで、形はストレートのもの。シャツは白のワイシャツで、ネクタイは青地の中央部に約10センチ幅の薄い黄色と薄いグレー横斜めの縞が入ったもの。そして、銀メッキのネクタイピンを

していた。靴はこげ茶か黒の短革靴で、黒ぶちのメガネをかけていた。コートはなし。後で、『中核』と書かれた白ヘルメットを被り、白マスクをかけた。」

この内容は、神山交番前と東急本店前で警察が撮影した写真と完全に一致します。写真に写されている星野さんと、上告趣意書の内容は、なにひとつ矛盾しないのです。

## 〔2〕各供述の内容

K r 証人以外の供述はどうなっているでしょうか。

A o 証人．2月12日．

この時の星野さんの恰好は、黒額眼鏡（つるが金属製）、薄水色ブレザー、グレーズボン、黒短靴でありました。

I t 証人．2月10日．

星野さんは、黒ぶち眼鏡、Yシャツ、ネクタイ、灰色のようなブレザー、やや同色のズボンという身なりでした。

A r 証人．4月9日．

この時の星野さんの服装は、空色のブレザー、紺色のネクタイ、白っぽいズボン、黒っぽい革靴をはいていました。

N g 証人．1月26日．

そのとき星野さんは、白っぽいブレザーコート、白ワイシャツ、ネクタイ姿で、黒ブチメガネをかけ、頭を七三に分けておりました。

T y 証人．2月11日．

星野さんは、ブレザー様の白っぽい上衣、ネクタイ姿で、笛と火炎びん一本又は二本、鉄パイプについてはよく判らない。

Y n 証人．2月16日．

星野さんの服装はよく覚えていませんが、薄いネズミ色の作業服を着ていたように思います。

N m 証人．2月7日．

その人は、灰色っぽい背広上下、白ワイシャツにネクタイ、中肉、中背で髪は七対三に分け眼鏡をかけていました。

## 〔3〕K r 証人だけが異質

7人の供述を整理してみましょう。

薄水色ないし空色と表現したものが2人。灰色ないしネズミ色と表現したものが3人。そして、白っぽいと表現したものが2人です。

確定判決は、色の問題をごまかすために、「まちまちの供述」などと言っています。しかし、この7人の供述を見てください。このどこが「まちまち」でしょうか。それらは、全体として同じ色調と言えます。しかも、「ジーンズを洗って薄くなったよう」という星野さん自身の表現とぴったり重なります。

これに対して、K r 証人の言う「きつね色の背広」はまったく異質で、とても同じ人物を表現したとは考えられません。ここから出てくる結論はひとつしかありません。K r 証人が見たのは、星野さんではないのです。

星野さんの服装に関しては、決定的な新証拠が弁護団の手に入りました。今回は、この新証拠を検討します。

## 第5回

弁護団が新証拠を入手

「薄青っぽい背広」と明記

### 〔1〕補充書3を提出

徳島の全国集会で報告されたように、弁護団は、現在異議申立中の東京高裁第12刑事部に補充書3を提出しました。

この中で、K r 証人が中村巡查殴打の場面で目撃したのは星野文昭さんではないこと、彼が「きつね色の背広上下」と表現した人物は別人であることを証明しています。

さらに、新証拠として警視庁公安一課の「総括捜査報告書」を提出します。また、星野さんが当日着ていた服装の色を色見本を使って特定する証拠も提出します。

これら新・旧の証拠を合わせることによって、K r 供述は完全に崩れさり、星野さんの無実が決定的に証明されるのです。

### 〔2〕「きつね色の背広上下」は別人

最初に、K r 証人が見たのはいったい誰なのか、から検討します。

和久田弁護士の報告にもあったように、当時の警察は、現場周辺で多数の目撃者の供述を集めています。これらは、利害関係のない供述なので事実をそのまま反映している可能性が高い、まだ捜査方針が決まっていないので特定の方向に誘導した形跡がない、という特徴があります。つまり、証拠としての客観性、信用性が高いのです。

複数の目撃供述を総合すると、次のような人物が中村巡查を鉄パイプで激しく殴打し、非常に目立っていたことが分かります。

まず、背が高いのが特徴です。ある目撃者は一七八センチある「私と同じ位に見えた」、別の人は「一七〇センチ位」と表現しています。星野さんは一六五センチです。新証拠でも「小柄」と報告しています。一七八センチの人が「私と同じ位」と言うはずがありません。明らかに別人です。

つぎに、服装の色が違います。その人物が着ていたのは、「黄土色の作業服か背広のような上着」、「ベージュの薄いコート」等と表現されています。これらは、星野さんが着ていた空色のブレザーとは違います。色の系統としては、K r 証人が言っている「きつね色」と一致します。

さらに、決定的な問題があります。その人は「前に黒字で反戦と書いた白ヘルメット」をかぶっていたのです。当時は、学生が「反戦」のヘルメットをかぶることはありません。事実、星野さんは「中核」のヘルメットで、これは警察が撮影した写真でも確認できます。「タオルで覆面をし、その両端を下にさげておりました」と供述していますが、これも星野さんとは違います。星野さんは、白のマスクをしていたのです。

K r 証人が見たのは、この人物なのです。彼の中には実際に目撃した印象が残っていたので、「きつね色」に最後までこだわり、この点だけは検察官の言うことをきかなかったのです。だから、矛盾となって残ってしまったのです。

報告の中で和久田弁護士が強調していましたが、目撃者の供述のどこにも「青い服」の人が殴っていたという内容がないことも重要です。

### 〔3〕新証拠の発見

弁護団は、重大な新証拠を発見しました。それは、警視庁公安部の高尾太郎警部が一九七一年一二月一日に作成した、公安一課長あての「総括捜査報告書」です。内容は、渋谷闘争の全体像を描くとともに、その捜査状況を報告したものです。

中野駅で次のような場面が報告されています。

「集団は約十数列でひと固まりになり、最前部では、肩車にのった年令二一～二歳、やせ型、小柄、やや面長、色白でポストン型黒ブチ眼鏡、髪を七・三に分けた薄青っぽい背広上下、白ワイシャツ、ネクタイの男が

『我々は渋谷で合流しよう、渋谷駅を焼燬しよう』

等とアジっていた」

肩車に乗って演説した人物が星野さんであることは、疑う余地がありません。その人の服装が、「薄青っぽい背広上下」と明記されているのです。

七一年一月一四日、中野駅には、牟田、中島、千葉という三名の私服刑事が配置されていました。彼らは、中野駅から東急本店前まで、星野さんたちのデモ隊を追尾しました。この三人の報告書を基にして、中野駅の場面は作成されています。

高尾報告書は、統一公判から外れて裁判を受けた人の法廷に、検察側の証拠として提出されていました。渋谷闘争に関連するあらゆる証拠を收拾し、分析する中で発見されたのです。本来は外部に出さない文書なので、現場で起きたことがきわめて具体的に記録されています。作成された時期から言っても、また文書の性格から言っても、その信用性は高いと判断されます。

星野さんは、当日着ていた服の色を「ジーパンを洗って薄くなったよう」と表現しています。高尾報告書は、これと完全に一致します。

K r 証人が言う「きつね色の背広」の人は、星野さんではありません。新証拠によってK r 証言は崩壊し、服装の色に頼って星野さんを殴打犯人と認定した確定判決も崩れるのです。

## 第6回

無実の星野文昭さんを取り戻すために  
現場を写したカラー写真があった

### 〔1〕無罪を勝ち取ったK mさん

昨年12月22日、弁護団は補充書3を提出しましたが、それに添付された新証拠の中に1・14渋谷闘争に関して無罪を勝ち取ったK mさんの判決謄本があります〔弁第17号証〕。

突然、K mさんの無罪判決が出てきてとまどう人もいると思いますが、実は、重要な関係があるのです。

K mさんは、神山交番関係の凶器準備集合、現住建造物等放火等で逮捕、起訴されました。K mさんは、神山交番の統一公判組として、東京地裁刑事6部で裁判を受けました。しかし、K mさんは、まったくの無罪です。そもそも、神山交番には行っていないのです。1978年3月14日、無罪が言い渡され、判決は確定しました。

### 〔2〕法廷に出された証拠

さて、問題はここからです。

K mさんを有罪とするために検察官が申請した証拠は、警察官が現場で撮影した写真、撮影者不明のカラー写真、写真面割り、および共犯被告による供述です。何と、星野文昭さんの裁判と同じ構造です。物的証拠はゼロ。写真と「共犯者」供述だけで有罪を立証しようとしたのです。

法廷に出された写真は三種類あります。

星野さんの裁判にも出された警察官・中村邦男が撮影したもの〔中村写真〕、同じく警察官・一郎丸角治が撮影したもの〔一郎丸写真〕、そして、撮影者不明のカラー写真2枚です。

警視庁・蒲田警察署に勤務していた渋谷建夫が写真面割りをを行い、「街頭で十数回見かけて知っている被告人に似ている」と証言しました。さらに、K mさんを逮捕したあと、公安総務課の牟田和正〔星野さんの服装を「薄青の背広」と証言したあの警官です〕が、「衣服を着せ、ヘルメットやマスクをつけさせたり、旗やびんを持たせたりして写真を撮影し」、その結果、特徴が類似していると判定しました〔警察はこんなものを「捜査」と称しています〕。

しかし、いくらなんでも、これだけで有罪にするのは無理です。

そこで、共犯とされたM yさんの供述調書が登場します。彼は、「被告人の逮捕時の写真を見せられたり、被告人本人を透視鏡を通して見せられたりした結果」、「この男は、本件犯行当日、中野駅から総武線電車に乗り込み、最前部に移動した際、自分らの先を同様に移動していた男であって、身長一・七メートル位で、すらっとして、闘争に参加する仲間にしてはしゃれた感じで、ブルーのワイシャツにネクタイをし、印象に残っている」と「具体的かつ詳細に供述」しました〔引用は判決文〕。

しかし、これは真っ赤な嘘だったのです。

### 〔3〕撮影者不明のカラー写真

無罪の決め手になったのは、友人のアリバイ証言です。K mさんは、この友人を誘って渋谷闘争に参加するつもりでした。しかし、何時間も話したあげく、闘争に参加しないまま終わってしまったのです。

では、「具体的かつ詳細」なM yさんの供述は、何なのでしょう。彼は、K mさんと面識はなく、顔を知りませんでした。しかし、中津川検事に責められ、刑務所に行きたくないという恐怖感から記憶もないのに認めた、と公判廷で証言しました。星野さんに対するでっち上げとまったく同じやり方です。記憶にない人を責めたて、なまなましく具体的な供述させたのです。これを行った中津川検事は、星野さん捜査の中心人物です。このままでは無罪になってしまう、と追い詰められた検察官が最後にすがつたのが、二枚のカラー写真と警察官・江藤勝夫の証言です。江藤は、カラー写真に写っているワイシャツとK mさんから押収したワイシャツの色が一致すると主張しました。しかし、江藤は、写真の撮影者を明らかにすることを拒否しました。また、「十枚前後」あったとする写真の残りは、「捜査本部が解散したときに焼いた」と証言しました。

こんなおかしな話はありません。証拠写真の撮影者が分からない警察が、どこにあるでしょうか。また、裁判が終わってもいないのに、大事な証拠写真を焼却するのでしょうか。絶対、あり得ないことです。警察は嘘をついています。

なぜ、そんな見え透いた嘘をつくのか。答えは、ひとつしかありません。残りの写真に星野さんが写っているのです。警察・検察は、星野さんが写ったカラー写真を持っています。それを隠すために、無理を承知で言い張るしかなかったのです。



しかし、私たちは、まだカラー写真を手にしていません。無実の証拠が検察庁にあるのが分かっているのに。くやしくて、地団駄を踏む思いです。何としても、いまだに検察官が隠しているカラー写真を開示させなければなりません。そのために、運動をもっと強くもっと大きくしなければなりません。一日も早く星野さんを取り戻すために。

## 第7回

### デッチ上げはどのように行われたか

#### 〔1〕最初は労働者を攻撃

確定判決は、渋谷に突入したデモ隊の総数を約一五〇名と認定しています。

最初、警察はデモ隊の主力であった反戦青年委員会の労働者に攻撃を集中しました。当時の新聞を見ると、早くも一月一六日には「警官殺し主役、反戦労働者か」という記事が出ています（朝日新聞）。一二月三日には、「北部地域反戦を中心」と具体化し（産経新聞）、七日には三名の実名入りで、目撃者に写真を見せたところ「人相・服装の特徴が一致した」と、さらに詳しくなります。一二月二四日には、「反戦活動家4人を別件逮捕、殺人について追求」という記事が出ています（産経新聞）。この頃は、別件逮捕が当たり前のように行われていました。しかし、これらはすべて失敗します。物的証拠が何ひとつなく、逮捕された人たちが黙秘を貫いたからです。

当時の警察庁長官・後藤田正晴が「徹底取締り」を指示し、本多警視總監が「守りから攻めへの積極姿勢」を打ち出したのに、具体的な進展がなく、警察はあせりにかられます。そして、何が何でも「犯人」をつくるしかないところへ追い詰められるのです。

#### 〔2〕〇〇「引き当り」がでっち上げの柱

翌七二年になって、警察は方針を変えます。群馬県から、未成年を含む学生が参加していることに着目したのです。

一月一九日、警察は、二人の高崎経済大生を逮捕しました。この二人の供述を手掛かりにして、二月二日、奥深山さんを初めとする七名を逮捕しました。この後、さらに二名を逮捕するとともに、星野文昭さんを指名手配したのです。

このようにして逮捕された者のうちの六名の供述が、星野さんを有罪とする証拠です。K r、A o、A rの3人が「共犯者供述」、O o、I t、S iの3人が「目撃者供述」とされています。警察は、この人たちを集中的に攻撃し、見ていないことを「自白」させたのです。

アンダーラインを引いた二月一三日のO o「引き当り」で、「六人実行説」がいきなり登場します。これ以前に星野さんの名前をあげている人もいますが、とても刑事裁判の証拠に使えるようなものではありません。それまで断片的に得られたものをもとにして、警察・検察はひとつのストーリーをつくりました。そして、その通りにO o証人にしゃべらせたのです。これが二・一三「引き当り」の真実です。これ以降、このO o供述に沿う形で、各人の供述がつけられていきます。これは、表にしてみると明白です。

当時一八歳の彼が自白・否認をくり返したことは、この連載の第三回で見た通りです。当初、非常にあいまいな供述をしていたK r供述が、しだいにO o供述と同じ内容になって行くのが分かります。四月二六日の検事調書では、完全に同じです。I t証人も同様です。最初は、供述と図面が矛盾するような不確かなものが、最後には、O o供述とぴったり重なります。

このようにして作り上げられたK r供述を柱にし、O o供述、I t供述で補強したのが、確

定判決の事実認定なのです。確定判決は、まさにでっち上げ判決なのです。

to top

中村巡査殴打に関する供述一覧

日付	供述者	「殴打行為者」の特定
2月 4日	A o 検面	A o .
4日	I t 検面	星野さんら 6、7人 .
9日	K r 検面	星野 . A o . 法政大でアジの男 . 道案内 .
10日	I t 検面	星野 . A o . (供述と図面に矛盾)
12日	A o 員面	A o . 奥深山 .
12日	I t 員面	星野 . A o .
13日	K r 員面	星野 . 奥深山 . A o . K r .
13日	O o 引き当り	星野 . 奥深山 . 中隊長 (大坂) . K r . A o . A r .
14日	O o 員面	星野 . 奥深山 . 中隊長 (大坂) . K r . A o . A r .
14日	K r 検面	星野 . 奥深山 . A o . アジの男 . 道案内 . S i か I t .
14日	I t 員面	図面に 印はあるが、特定はなし .
16日	A o 検面	奥深山 . A o . 大坂
16日	K r 員面	星野 . 奥深山 . A o . アジの男 . 道案内 . K r .
16日	K r 検面	星野 . K r .
17日	O o 検面	星野 . 奥深山 . 大坂 . K r . A o . A r .
18日	K r 員面	星野 . 奥深山 . A o . K r . アジの男 . 道案内 . S i か I t .
18日	K r 検面	星野 . 奥深山 . K r . A o . アジの男 . 道案内 . S i か I t .
18日	I t 員面	星野 . 奥深山 . 大坂 . K r . A o . A r .
19日	I t 検面	星野 . 奥深山 . 大坂 . K r . A o . A r .
25日	A o 検面	星野 . 奥深山 . 大坂 . A o .
25日	K r 検面	星野 . 奥深山 . K r . A o . アジの男 . 道案内 . S i か I t .
3月 12日	S i 員面	奥深山 . K r . A o .
15日	S i 検面	奥深山 . K r . A o .
4月 5日	A r 検面	奥深山? (あいまい) . A o . A r .
6日	A r 員面	奥深山 . A o . A r .
7日	A r 検面	奥深山 . A o . A r .
9日	A r 員面	星野 . 奥深山 . 大坂 . A o . A r . T k こと Y n .
12日	A r 検面	奥深山 . 大坂 . A o . A r . Y n .
26日	K r 検面	星野 . 奥深山 . 大坂 . K r . A o . A r .

第 8 回

## 〇〇供述はウソと矛盾の固まり

### 〔 1 〕 確定判決はなぜ事実認定の柱にしなかったか

前回見たように、〇〇供述は、闘争に参加した学生から供述を引き出していく上で実に重要な役割を果たしました。言わば、でっち上げの柱です。〇〇証人は72年2月13日の現場「引き当り」でいきなり6人の名前を特定し、これ以降、〇〇供述に合わせて各人の供述がつけられていきました。

しかし、不思議なことがあります。これほど重要な役割を果たした〇〇供述を、確定判決は事実認定の柱にしていません。それどころか、〇〇供述がなるべく焦点化しないようにしている印象を受けます。どうしてでしょうか。

それは、これから見るように、〇〇供述がウソと矛盾の固まりだからです。

### 〔 2 〕 〇〇供述の問題点

#### 70m先の奥深山さんを見分けた

〇〇供述では、「タクシー会社の前辺りに来た時、約30メートル前方の米屋のシャッターに機動隊員一名を押しつけ、鉄パイプ様の物で殴りはじめた奥深山を認めた」となっています。この距離を実測すると約70mで、顔を見分けるのは不可能です。

この矛盾を隠すために、検察官は、その後の調書から「タクシー会社」を消してしまいます。再審請求棄却決定〔異議棄却決定も〕は、要するに「梅沢米店の前から約30メートル手前ということをおいわんとする趣旨」であるとしています。しかし、〇〇証人が「引き当り」で現場に行った時、「ここから見た」とされた場所にあったから「タクシー会社」が記録に残ったのです。70m先から見分けたとするのが、本来の趣旨なのです。

#### ふたりの機動隊員を見た

〇〇証人は、一人の機動隊員が「左側の方に逃げて行きました」と供述しています。確かに、機動隊員・山口巡査がデモ隊に追われて左に逃げたのは事実です。しかし、山口巡査が逃げたのは中村巡査殴打より先で、<sup>1</sup>のIt証人の新証言にもあるように、現場に遅れて到着した〇〇証人が見るのは、時間的に不可能です。

#### A〇が膝をついた

〇〇証人は、中村巡査を殴打する時に、「A〇が機動隊に向かう途中の地点で何かにつまづいて膝をつき、起き上がって機動隊の正面から」と述べています。一見すると、生々しく、現場にいた者でなければ語れない内容に思えます。しかし、そんな事実はなかったのです。A〇証人は、中村巡査を殴打したことを自ら認めています。〇〇証人が言うように膝をついたことはないと明確に否定しています。

#### 奥深山さんが馬乗りになって殴った

〇〇証人は、倒れた中村巡査に奥深山さんが馬乗りになり、鉄パイプで殴ったと供述しています。これも、そんな事実はありません。そもそも、うつぶせに倒れた人に馬乗りになって鉄パイプで殴れるかどうか、自分で確かめてください。物理的に不可能です。

#### ガソリンを振りかけた

確定判決は、〇〇供述のこの部分を「残虐性」を証明するものとして利用しています。しかし、倒れた中村巡査にガソリンを振りかけたという事実はありません。もしあったとすれば、強く印象に残るはずですが、民間目撃者で、そんなことを供述しているのはただ一人です。また、〇〇証人以外の5人の学生も、そのような証言をしていません。

女性の服に火が付いた

これも、一見すると生々しい証言です。一人の女性の服に火炎びんの火が付いて、みんなで消したというのですが、しかし、そんな事実はどこにもありません。当然、O o 供述以外に、それを裏付ける証言もないし、証拠もありません。この と は、供述調書に臨場感を持たせようとした検察官の作り過ぎで、逆に、O o 供述の弱点と化しています。

竹竿ささら状殴打

K r 証人が竹竿で中村巡查を殴打し、その竹竿がささらのようになってしまったというものです。これまた、現場にいなければ語れないような内容ですが、K r 証人は明確に否定していません。取り調べに当たった市川検事ですら、「K r 以外の人物」と考えた法廷で証言していません。

I t 新証言

再審弁護団がI t 証人に聞いたところ、現場に遅れて到着した自分よりも、さらに遅くO o 証人が到着したと語りました。これが、真実です。O o 証人は、現場を見ていないのに、警察が机の上でつくったストーリーの通りしゃべったのです。

## 第9回

見ていない者が「目撃証言」

密室でのデッチあげを弾劾する

これまで見てきたように、確定判決は6人のウソの供述を唯一の「証拠」にしています。これらの供述はすべて警察の密室で作り出されたものです。6人は、実際に見ていないことを、供述調書に取られています。いったい、どうしてこんなことが起きるのでしょうか。

### 〔1〕K r 証人の場合

確定判決が事実認定の柱にしている、K r 証人の場合を見てみましょう。

K r 証人は、当時18才、群馬工専の学生でした。彼は、2月2日に逮捕されたとき、蓄膿症で治療を受けていました。警察はそこに目を付け、「治療を受けたければ、言うことを聞け」と脅したのです。K r 証人が取り調べに応じた後、病院に連れて行って治療を受けさせているので、取り引きがあったことは明白です。

K r 証人は、「きつね色の服を着た人が殴っているのを見た」と供述しました。これがK r 証人の見たすべてなのです。ところが、この人物が星野さんであるとされてしまいました〔これまで何回も述べたように、当日の星野さんの服装は明るい青色のブレザーです〕。検察官は、「服の色が違うだろう」と何回も言いましたが、彼はこの点だけはこだわり通しました。実際に見た印象が強く残っていたからでしょう。そのために、服装の色が確定判決の矛盾点として残ってしまいました。

また、「竹竿で殴っている者がいて、ササラのようになったのを見た」と話したところ、それがK r 証人本人のことであるとされたのです。

確定判決が主要な証拠としてあげているのは、2月14日と4月26日の検察官調書です。この2通の日付に大きな開きがあるのに気が付くと思います。なぜでしょうか。

K r 証人は、自らの中村巡查への殴打を認めてしまった後、否認、再自白、家庭裁判所で再否

認、検察官逆送で再々自白と何回も供述を変えます。そのために、異例に多い28通もの供述調書を取られています。その根本原因は、K r 証人自身が冤罪であるからだと考えられます。彼は身に覚えのない罪に何回も抵抗しますが、結局、警察・検察に押しつぶされ、東京高裁で懲役7年の実刑が確定しました。

そのようなK r 供述が、星野文昭さんを有罪とする最大の証拠とされているのです。こんなものに「信用性」があると、どうして言えるのでしょうか。

## 〔2〕A R 証人の場合

A R 証人は、当時17歳、彼も群馬工専生でした。彼は、逮捕された後、黙秘を続けてがんばっていました。これを崩せずにあせった中津川検事は、接見禁止中であるにもかかわらず、両親を取り調べに同席させました。

父親は検事と一緒に、「救対の弁護士は解任して、父の依頼する弁護士を選任したらどうかなどと説得」しました。それでも言うことを聞かないと分かった、「父親は突然立ち上り、同人に対し、『立て、眼鏡を取れ』と言い、立ち上った同人の顔面を手拳で2、3回殴打し、かつ『お父さんを殴れるか、殴るなら殴ってみろ』と叫んだが、同人は、『殴れません』と言いながらへなへたと座り込んだ」のです。A R 証人は、このショックで言いなりになり、これ以降、検察官の描いたストーリーのままに星野さんを始めとする名前をあげていきます。確定判決は、この時の様子を得々と描いた上で、「少年の更生を望む余りの、父親の愛情の発露の域を出るものとは言えず、これをもって、違法ないし任意性に影響を及ぼすと解することもできない」と正当化しています。

A R 証人に対して、中津川検事は父親を示唆して殴打させ、ウソの供述を強制しました。

A R 証人は自ら火炎瓶投擲をしたことを認め、星野がその指示をしたことを供述しました。しかし、公判では供述を撤回しました。

確定判決はA R 証人が控訴審公判で真実の証言をしたことを、「当審証言は措信しがたい」と一方的に切り捨て、検察官調書を証拠として採用しています。「父親の愛情の発露」は、そのための口実として使われたのです。

こんな「証拠」で、星野文昭さんが今も無期懲役の獄につながれていることに、私たちは体が震えるような怒りを感じます。

## 第10回

市川敬雄検事がK r 証人を誘導

デッチあげはこう行われた

### 〔1〕K r 証人は星野さんを知らなかった

これまで見てきたように、確定判決はK r 証人の供述を事実認定の柱にしています。そのために、星野文昭さんの服装を、K r 証人が言う通り「きつね色の背広上下」と認定したわけです。

ところが、ここに重大な問題があります。

K r 証人と星野さんは知り合いではなく、11月14日当日が初対面です。そのK r 証人が、どうやって星野さんを見分け、いつ名前を知ったのでしょうか。

K r 証人の取り調べ状況を整理してみます。

彼は逮捕当日〔2月2日〕、「私自身この闘争には参加はしたので、その行動について述べます」と供述しています。この段階では、自分のことは供述しても、他人のことは言いたくないという姿勢を示しています。当然、星野さんの名前は出てきません。そもそも、この段階では知らなかったのです。ところが、7日の取り調べで30枚の写真を見せられ、その中から280番を星野さんだと特定したことになっています。つまり、2日以降7日以前に何か変化があり、星野文昭という名前を知ったこととなります。この間の取り調べは、市川敬雄検事による4日のものです。

その前日に、K r 証人は警察署の中で父親と面会させられています。市川検事は、未成年で体調も悪く、父親と会って精神的に大きく動揺したK r 証人を責めたてて供述させる中で、星野文昭という名前を教えたのです。

### 〔2〕市川検事は「うすい青色」だと知っていた

ところで、取り調べに当たった市川敬雄検事は、どの程度の情報を持っていたのでしょうか。市川検事は、この事件の捜査に当たった中心人物のひとりです。彼は、控訴審第17回公判に出廷して、自分が行った取り調べ状況について証言しています。それによると、警察から送致された捜査書類を全部読んでいたと述べています〔捜査検事としては当然ですが〕。

これは重大です。なぜなら、市川検事は、星野さんの服装を「うすい青色」と明記した公安総務課・牟田和正の検事調書や公安一課の「総括捜査報告書」（新証拠）を、取り調べの前に読んでいたからです。

72年の2月には、市川検事はデモ隊のリーダーが星野さんであることを知らないはずがありません。そして、K r 証人を取り調べる前に、星野さんの服装が「うすい青色」だということも知っていたのです。

### 〔3〕K r 証人は「きつね色の背広」を見ただけ

K r 証人が現場で見たのは、きつね色の背広を着ていた人物が中村巡查を殴打していた、ということだけです。このことは、K r 証人の取り調べに当たった警察官・石井紘三の証言によっても裏付けられています〔控訴審第19回公判〕。

「星野くんに対しては、クリーム色（取り調べの時はこの表現 - 引用者）というだけで、星野くんと言っていたというようなことでもなかったように私は記憶してるんですが」

K r 証人は「クリーム色」の背広の人が殴っていたとしか供述していません。「星野くん」とは言っていないし、言いようもなかったのです。

このK r 証人を責めたて、「星野さんが殴っているところを見た」と言わせたのが、市川敬雄検事です。K r 証人は、自分が受けた取り調べについて、「陳述書」（2001年6月17日、新証拠）で次のように述べています。

「体調も思わしくなく、さらに未成年であったこともあり、 - 中略 - 私は、取調官から、自分が火炎ピンを中村巡查に投げたことにされそうになり、火炎ピンを投げたことにされるよりは、と考え、自分が、竹竿で中村巡查を殴ったことにしてしまい、その代わりに、その時持っていた火炎ピンを誰かに渡してしまったことにしてしまったのです」

「中村巡查殴打現場にいた中で私の記憶にある人間を私が知っている人物に当てはめていく、という作業が行われました。その中で、結局、『きつね色の背広を着ていた人物』が『星野さんである』とされてしまった」のです。

市川検事が、K r 証人にまず星野さんの特定を行わせ、服装の色はあとからつじつまを合わせ

よう、と考えたことは明白です。捜査官の常識から、それほど難しくないと思ったのでしょう。しかし、K r 証人は「クリーム色 = きつね色」にこだわりました。なぜか？ それが真実だからです。K r 証人の記憶には、「きつね色の服装の男が中村巡査を殴っていた」ことが残っていて、どう誘導しても「うすい青色」に変えることができなかったのです。

これが、K r 証人の検事調書に服装の色がいっさい出てこない理由です。ここに、でっち上げの証拠が残ってしまったのです。

## 第 1 1 回

でっち上げの中心人物・市川敬雄検事

ウソの「供述調書」はこう作られた

### 〔 1 〕 「公安畑」一筋

K r 証人を取り調べ、供述調書を作成した市川敬雄検事とは、どんな人物でしょうか。市川検事は、控訴審の最終段階で 2 回にわたって法廷で証言しています。それによって、「公安畑」一筋であることが分かります。

1959年に検察官に任官。大阪地検を振出しに、岡山、福岡、神奈川地検・横須賀支部、東京地検・八王子支部などを経て、71年3月に東京地検・公安部になっています。3年間、公安部につとめた後、公安調査庁の参事官になっています。横須賀や八王子支部でも、「公安、労働関係」を担当しています。

これらの地名を見て、「ピンッ」と来る人がいると思います。70年闘争の当時、米軍の横須賀基地や立川、横田基地のある土地で、「公安、労働関係」の検察官だった、つまり、反戦闘争や学生運動弾圧の先頭に立っていたのです。

市川検事は、11月14日当日に逮捕された313名の労働者・学生の取り調べに当たりました。当然、この段階から、中村巡査殺害に対する捜査を視野に入れていきます。

市川検事は、6～7人の検事、副検事を集めた「班長」になり、取り調べの「総括」をしました。このような班が、「4つか5つ」あったと証言しています。

### 〔 2 〕 K r 証人を取り調べ

警察・検察は、72年になって、未成年を含む群馬県の学生を次々逮捕しました。地検公安部は、古賀宏之検事を「総括」とし、市川検事、中津川彰検事、福江馨検事らをメンバーとするチームを編成しました。

1月19日に逮捕されたS sさんの取り調べを市川検事は担当します。市川検事は、S sさんは「黙秘していた」が、「説得した結果、それでは全部お話しします」と、「群馬軍団の組織、それから一緒に行動していた者の名前」等を明らかにしたと証言しています。ここで、彼は口を滑らせています。S sさん逮捕の時点で、すでに「群馬軍団から犯人をつくる」方針だったことを、みずから暴露しているのです。

確定判決が殴打認定の柱にしたK r 供述は、市川検事が作成しました。

「最初の頃は、記憶がどうもあいまいであったと、それが日を経るに従って、まあ、本人自身も、一生懸命思い出そう、 - 中略 - そういう引当り捜査等を経て、次第に記憶が鮮明になって来た」と申しますか、具体的になって来た」と申しますか、そういうふうで、供述が段々に変遷して

来て、具体化して来た、正確化して来た」

これを普通の言葉に翻訳すると、「私が誘導しました」となります。

K r 証人があいまいな記憶しか持っていなかったのは当然です。当時18才の彼に、混乱し、興奮した闘争現場を、正確に再現しろという方が無理です。にもかかわらず、いや、これを利用して、市川検事はでっち上げのストーリーをつくりあげたのです。

〔3〕「きつね色」が矛盾として残る

市川検事は、このようにしてK r 供述をつくるのに成功しました。しかし、計算外のことが起きます。それが、「きつね色の服装」の問題です。

星野さんの服装について、K r 証人は最後までこだわり、「うすい青色」への変更を認めなかったのです。そのため、後からつじつまを合わせれば良いと考えていたのに、調書に書けなくなっていました。おまけに、検察官の意図を十分に理解しない警察官調書が、K r 証人の言うままに「クリーム色（調書の時はこの表現）」と書いてしまったのです。

この点を追及されて、市川検事は、苦しい弁明をしています。

「ある特定の人物だということが断定的に言われておる場合には、つまり、服装なんか問題ではないと、とにかくこの人物が、例えば星野なりだれなりということがはっきり確定的に言われておる場合、つまりそうなれば服装という問題は二次的になりますよね」

これは、明らかにウソです。K r 証人と星野さんは初対面です。取調室で教えられるまで、K r 証人は星野さんを見分けられなかったのです。彼の記憶にあったのは、「きつね色の服の人が殴っていた」ことだけです。これを誘導し、強制して、「星野さんが殴っているところを見た」と言わせたのです。

市川検事は、「捜査の心構え」を自慢して、次のように言っています。

「捜査の常道として絶対に人違いがあってはならない」

「写真に写っている者の着衣、これの特定、そういうことからまあ、絶対に人違いとか、誤りがあってはならないということで、我々は、まあ、そういう心構えで捜査をしておったということとは言えますね」

これが本当なら、どうして星野さんの服装が検察官調書に書かれないのでしょうか。都合が悪いことは調書に記載せず、公判の立証でも、ほうかぶりして素通りしようとしたのが検察官です。K r 証人が自分から言い出さなければ、「きつね色の服装」の問題は、法廷に表れなかったのです。

何が「捜査の常道」でしょうか。市川検事の証言はウソと居直りに満ちており、まるで小泉首相の答弁のようです。

第12回

でっち上げの中心人物・市川敬雄検事（続き）

○証人、A r 証人にもウソの供述を強制

〔1〕

市川敬雄検事がK r 証人を取り調べ、「星野さんが中村巡查を殴っているのを見た」とウソの



供述をさせたことは、前回見た通りです。しかし、市川検事が行ったのはこれだけではありません。O証人、Ar証人からも供述調書をとっています。

O証人の6月26日付けの検察官調書は、火炎ビン投てき指示に関する、確定判決の事実認定に使われました。この調書をとったのが、市川検事なのです。72年の6月には、O証人は執行猶予の判決を受けて、すでに釈放されていました。そのO証人を、わざわざ検察庁に呼び出して調書を取る必要がどこにあったのでしょうか。

どこが他の調書と違うか、それを検証することで、市川検事の目的が分かります。第一の違いは、誰が「火炎ビン投てきの指示」をしたかです。

O証人は、6月26日付けの検察官調書で、「星野さんか奥深山さんの声」で「火炎ビンを投げろ」と指示があった。と述べています、それまでは、一貫して「奥深山さんの通るような声」で、「火炎ビンを投げろ」と指示があったと述べています。捜査が一段落した段階で、市川検事は、「これはまずい」と気がついたのです。そこで、証人を呼び出して訂正させたのです。

O証人をずっと取り調べていたのは、中津川彰検事です。彼が、いきなり違う内容の調書をとるわけにいかないのが、市川検事が乗り出して、「星野さんか奥深山さん」と変えさせたのです〔星野さんの名前が先にあることに注意してください〕。こんな卑劣なことがあるのでしょうか。市川検事は、こういうことを平気でやる人物なのです。このような調書に「任意性」のかけらもありません。O証人は、市川検事に言われるまま、それまでと矛盾する供述をしたのです。ところが、確定判決は、この調書に依拠して、火炎ビン投てきの指示は、星野さんの他に奥深山さんもしたという、とんでもない事実認定をしているのです。

## 〔2〕「ガソリンか灯油をふりかけた」

第二の違いは、倒れたか中村巡査に「ガソリンか灯油をふりかけた」というものです。デモ参加者の供述で、このことを語っているのは、O証人の6・26供述だけです。他には、一通もありません。市川検事は、なぜこんなことをしたのでしょうか。

民間の目撃者で、ひとりだけ「ふりかけ」を証言している人がいます。池の証言にはまったく出てこない特異な内容で、とても実際にあったとは考えられません〔総括捜査報告書によると現場の目撃者は33人いますが、この人だけです〕。この人は、現場を間近で見ていた重要証人で、彼の供述をもとに基本的なストーリーがつけられました。市川検事は、その信用性を裏付けるために、O証人に供述させたのです。すでに釈放されているO証人は、市川検事のお望みのままに何でもしゃべりました。

確定判決は、こんなものを、事件の残虐性を強調する証拠として採用しています。

第三の違いは、Ynという人が中村巡査を殴っていたという内容です。これは、さらに弾圧を拡大するための材料としてO証人に語らせたのです。しかし、この狙いは失敗します。

## 〔3〕Ar証人にもウソの供述を強制

市川検事は、同じ6月に、Ar証人を取り調べています。このAr証人も、中津川検事が取り調べた人物で、5月には、家庭裁判所から「一時帰宅」という形式で釈放されていました。他の検察官が調べ、しかも釈放になっているAr証人を、わざわざ検察庁に呼び出した理由は何でしょうか。

確定判決が火炎ビン投てき指示に関する事実認定の柱にしている4・12付けのAr検察面調書は、奥深山さんが中村巡査に馬乗りになって銃を探したが見つからず、星野さんが「離れる、

火炎ピンを投げろと命令」した後、奥深山さんが離れたとなっっています。市川検事は、この部分を、奥深山さんが中村巡査から離れた後で、星野さんが火炎ピン投てきの指示をしたと変えました。確定判決はこの点を無視して、何も言っていない。しかし、良く考えると重大な問題をはらんでいます。4月の供述では、奥深山さんが中村巡査に馬乗りになっている状態で、「離れろ、火炎ピンを投げろと命令」したことになります。これは、きわめて危険で、不自然な状態です。この通りだとすると、誰かがあわてて火炎ピンを投げれば、奥深山さんに命中することになってしまいます。この矛盾に気がついて、市川検事は供述の内容を変えさせたのです。

さらに市川検事がとったA r 供述は、「火炎ピンを投げたのは止めをさすというような気持ちだったのです。」と、「確定的殺意」を強調する表現に変えられています。4月の調書では、「あれだけ殴りつけてから火炎ピンを投げたのは、この機動隊員の息の根を止める最後のとどめのようなものだったと思います」と、どこことなく客観主義的な表現になっています、ふたつを読み比べると違いは歴然です。まさに市川敬雄検事こそ、でっち上げの中心人物なのです。

### 第13回

#### 確定判決はなぜ時間をあいまいにするのか

##### 〔1〕確定判決の事実認定

確定判決は、事実認定のなかでも最も重要な中村巡査への攻撃について、何時何分か、何分間かかったのか、その時間を明らかにしません。

これは非常におかしなことです。

確定判決は、中村巡査攻撃を次のように認定しています、

近藤忠治方前で中村巡査を「発見」、鉄パイプや竹竿で殴打、梅沢米店前に移動して、さらに殴打、中村巡査の抵抗がしだいに弱くなり、ついに「失神」して倒れる、1名が中村巡査に馬乗りになる、銃を奪おうとするが奪えない、ガソリンか灯油を振りかける、「下がれ、火炎ピンを投げろ」と「星野被告」が指示、A o、A r を含む数名が火炎ピンを投げた、というものです。

問題は、この時間です。確定判決には、「同日午後3時20数分すぎころ」としか書いてありません。しかし、この前後の時間に関しては細かく特定しています。

星野さんたちが中野駅に集合したのが午後2時すぎ、代々木八幡駅で降りたのが3時13分すぎ、神山交番前が3時20分すぎ、最後に、東急本店前で機動隊がデモ隊を攻撃したのが3時29分です。これらは証拠上明らかで、弁護団も異議はありません。ところが、梅沢米店前だけをあいまいにしているのです。

では、梅沢米店前の時間は「3時20数分すぎころ」としか分からないのでしょうか。そんなことはありません。

##### 〔2〕梅沢米店前は3時23分

証拠上、動かない時間開かあります。

まず、神山交番前です。この日、行われていた競馬の菊花賞レースのスタートと同時だったという証言があり、3時20分と確定しています。

つぎに、都民交通前通過が、菊花賞の第3コーナー通過と同時で、3時22分50秒です。細かい数字が続きますが、重要な問題なので、注意して読んでください。

都民交通から梅沢米店まで約70mあります。今年6月に「神奈川・星野さんを取り戻す会」が行った現地調査の時に、実際に走ってもらいました。その結果は、17秒でした。したがって、梅沢米店前は3時23分(7秒)となります。これほどはっきりしているのに、なぜ「3時20分すぎころ」としか書かないのでしょうか。

その秘密は、東急本店前到着の時間にあります、ここで警察が星野さんを写した写真には、3時26分と記録されています。これも証拠上明らかで、変えることができません。26分から23分を引くと、3分です。では、3分間、中村巡査攻撃の時間でしょうか。そうではありません。

梅沢米店から東急本店まで約450mあります。3分から、この移動時間を引かなければならないのです。450mを当日デモ隊が走った程度のスピードで走ると、2分以上かかります。そうすると、梅沢米店前での時間は1分を切ります。

これは、別の証拠でも裏付けられています。

中村巡査と一諸に逃げていた山口巡査は、約100m先の「NHK下交差点」にいた機動隊に救助を求め、この部隊はただちに救助に動き出しました。星野さんが十字路に立って見ていたのは、この部隊の動きです。山口巡査が逃げてから、機動隊が動き出すまで、どう計算しても1分以内です。

### 〔3〕1分以内では不可能

時間が短いと、確定判決にとってなぜ都合が悪いのでしょうか。それは、ふたつのことが問題になるからです。ひとつは、確定判決が認定した行為が、1分以内でできるのか？という問題です。

もうひとつは、5人の供述者より遅れて走っていたO○証人が、2月13日の「引き当り」で供述しているような詳細な事実を見る時間があったのか？という問題です。

デモ隊が中村巡査を鉄パイプで殴打したのは事実ですが、その鉄パイプは細く、長さも30～40センチ程度のものです。これを片手で使っています。

完全装備の機動隊員の抵抗がしだいに弱くなってついに「失神」に至る、という確定判決の描く事実認定が、はたして1分以内で可能でしょうか。

絶対に不可能です。

O○承認が「引き当たり」で供述した内容は、事件のストーリーをつくっていく上で、決定的に重要な役割を果たしました。しかし、梅沢米店前での時間が1分もなかったとなると、彼が到着した時はすべてが終わった後だったこととなります。これが真実です。

警察・検察は、現場に遅れて到着し、実際には目撃していないO○に、それまでに得た情報を基にしてつくったストーリーをしゃべらせたのです。その後、O○証人がくり返した異様な証言拒否は、ここに原因があると考えられます。

私たちは、確定判決を書いた草場良八裁判長の底知れぬ腹黒さに、体が震えるような怒りを感じます。草場裁判長は、これらの問題をすべて分かった上で、あえて「同日午後3時20分すぎころ」とあいまいな認定にしたのです。

何としても再審を実現し、無実の星野文昭さんを取り戻しましょう。

星野文昭さんは「火炎ピン投てきの指示」をしていない

### 〔 1 〕無期懲役の根拠

確定判決は、何を根拠に懲役 20 年の一審判決を破棄し、星野文昭さんに無期懲役を言い渡したのでしょうか。

デモ隊が中村巡査を攻撃した時の「殺意」の認定を変えたからです。一審判決は、デモ隊が「未必的殺意（あるいは未必の殺意）」を持って中村巡査を攻撃し、死亡させたと認定しました。「未必的殺意」とは、「このまま攻撃を続ければ死ぬかもしれない」という認識を持ちながら攻撃したということです。

これに対して確定判決は、中村巡査を殴打する段階では「未必的殺意」であったものが、火炎ピンを投げる段階では「確定的殺意」に変わり、それを指示した星野さんの罪状は重い。したがって、無期懲役にすると言うのです。「確定的殺意」とは、完全に殺すつもりで攻撃したということです。

デモ隊の行動をふたつに分け、その時の「殺意」が途中で変わったと言うのです。これ以外に星野さんを無期懲役にする根拠はどこにもありません。

### 〔 2 〕検察官が想像もしない認定

確定判決が行った認定は、捜査段階の検察官が想像もしなかった内容です。検察官は、中村巡査攻撃をあくまで一つながりの行動ととらえ、その全体が「確定的殺意」に基づくものだ主張しています。ふたつに分けるような捜査をしていません。そのために、星野さんを無期懲役とするために最も重要な部分が、最も弱い証拠に依拠する構造になってしまったのです。

どうしてこんなことが起きるのでしょうか。それは、確定判決が無理をしているからです。確定判決を書いた草場良八裁判長は、一審判決を押し戻し、何が何でも星野さんを無期懲役にすることを使命としていました。そのために、検察官が想像もしない「殺意の認定替え」を強行したのです。当然、その無理にほころびが生じています。

### 〔 3 〕A o、A r ふたりの供述調書しかない

梅沢米店前で「失神して倒れた」〔これも証拠に基づかない認定です〕中村巡査に対して、「とどめを刺す」つもりで星野さんが「火炎ピン投てきを指示した」というのが、確定判決の認定です。しかし、これを裏付ける証拠はA o 証人、A r 証人ふたりの供述調書しかありません。しかも、ふたりとも公判での証言では、「ウソの供述を強制された」と調書の内容を否定しています。

これまで見てきたように、中村巡査殴打の場面では、A o 証人、A r 証人の信用性は高くないと、確定判決みずから認めています。それが、火炎ピンを投げる場面では、このふたりがいきなり登場するのです。殴打の場面では、あれほど頼りにしたK r 証人を確定判決は見向きもしません。

K r 証人は、「離れる、火炎ピンを投げるぞ」と供述しています。I t 証人も、「火炎ピンを投げるから危ないぞ」と供述しています。ふたりの供述は、警告の意味で、共通しています。O o 証人は、一貫して「奥深山さんが火炎びんを投げろと言った」と供述しています〔後に、星野さんが奥深山さんと訂正させられます〕。

これを無視して、確定判決はA o 証人、A r 証人の供述調書にすがりつくのです。しかし、ふ

たりの供述調書の間にも矛盾があります。A o 調書は、「星野さんが火を付けろと言った」となっています。A r 調書は、「星野さんが、離れる、火炎ピンを投げろと言った」となっています。意味は似ていても、言葉はまったく違います。

真実はただひとつ。星野さんは、「火炎ピン投てきの指示」などしていないのです。彼は現場から十数m離れた十字路に立って、NHK方面の機動隊の動きに全神経を集中していました。前回、見たように、山口巡査が逃げた後、機動隊が向かって来るまで一分ありません。星野さんは、その緊迫した動きに注目していたのです。

次回、さらに詳しく検討します。

## 第15回

A o 証人は「火炎ピン投てきの指示」を聞いていない

### 〔1〕確定判決が選んだ証拠

確定判決は、中村巡査への火炎ピン投てきについて次のように書いています。

「被告人星野の火炎ピン投てきの指示のもとに、同巡査を殺害しようと決意し、その意思を相通じたうえ、そのうちA o、A rを含む数名の者が、中村巡査めがけて、火炎ピンを数本投げつけ、一中略一 同巡査を死亡させた」

これを読んで、「あれ？」と思った人がいるでしょう。「被告人星野の火炎ピン投てきの指示」と言いながら、具体的な言葉がどこにもないのです。どうして星野さんの言葉が出てこないのでしょうか？

答えは簡単です。書きたくても書けなかったのです。

確定判決が、この場面に関して依拠する核心的な証拠は、A o 証人の2月16日付け検察官調書とA r 証人の4月12日付けの検察官調書です。ところが、このA o 証人とA r 証人の供述に矛盾があるのです。A o 証人の供述の中にも矛盾があります。

それなのに、どうしてA o 証人、A r 証人の供述に依拠するのか、いや、せざるを得ないのでしょうか。今回は、A o 証人について検討します。

### 〔2〕A o 供述の矛盾

彼の2月16日付け検察官調書は、こうなっています。

「星野さんは再び大声で、火を付けろと命令しました。これとほとんど同時位に機動隊員のまわりにいたものから一勢に火炎ピンが投げつけられ」

これだけを読むと、A o 証人が星野さんによる「投てき指示」を明確に認めたようになっています。確定判決が飛びついたのも当然です。しかし、この検察官調書を良く読むと、どうやって星野さんの指示と認識したのかが書いてありません。

A o 証人は、当時18歳、高崎経済大学の学生でした。K r 証人のように星野さんと初対面ではありませんが、最後に会ったのは一年以上前で、親しく話したことは一度もありません。その彼が、混乱し興奮した闘争現場で、「火を付けろ」という命令が星野さんのものだと、どうして認識できたというのでしょうか。

この直前に取られた12日付けの警察官調書では、「星野さんが再び大きな声で、火を付けろと私達の方を見て命令をしました」となっています。二通の調書を比べると、「私達の方を見て」という部分が削られていることが分かります。これは、ミスではありません。取り調べに当

たった中津川彰検事が、わざわざ削ったのです。同じ中津川検事が取った25日の調書では、「星野さんの指示」が消えています。

確定判決は一言も触れませんが、16日の検察官調書だけは、星野さんが自ら火炎ビンを投げたことになっています〔そんなの初耳だ、と思うでしょう〕。これは、4日と25日の検察官調書、12日の警察官調書には出てこない特異な内容です。

### 〔3〕A○供述の真実

同じA○証人の供述調書に、こんなに矛盾があるのは、なぜでしょうか。その答えは、A○証人の公判証言にあります。

彼は、自分は火炎ビンを投げていないのに、投げたと供述させられたと証言しています。そして、一度そういう供述をすると、まわりにいた人間とか、その人が何をしたかとかを、次々言わざるを得なくなったと言っています。

警察・検察は、A○証人が鉄パイプで中村巡査を殴り、火炎ビンを投げたことにする方針でした。中津川検事は、その「証拠固め」に全力をあげていました。彼は、取り調べで「言わせ過ぎた」内容を整理し、「これなら裁判で通用する」と最終的にまとめました。それが、2月25日の検察官調書です。

中津川検事は、まず「星野さんが私達の方を見た」を削りました。次に、「星野さんが火炎ビンを投げた」を削りました。そして最終的に、「星野さんの投てき指示」を削ったのです。その代わりに、A○証人自身の「実行行為」はより具体的になりました。A○証人は無実を訴えたにもかかわらず、刑務所に送られました。

このように検討してみると、2月16日の検察官調書は、全体から突出した「言わせ過ぎ」「書き過ぎ」の調書であることが分かります。確定判決は、A○供述全体からあえて目を背け、都合の良い調書だけをつまみ食いしています。こんなものが、星野文昭さんを無期懲役にする最大の根拠とされているのです。

### A○証人の供述調書の変遷

	中村巡査を殴打	火炎ビンを投げた	星野さんが投げた	投てき指示
4日検察官		×	×	×
12日警察官			×	
16日検察官				
25日検察官			×	×

## 第16回

### つくり出されたA r 証人の供述

#### 〔1〕違法な取り調べ

星野文昭さんが火炎ビンの投てきを指示したと供述したのは、前回検討したA○証人の外に、もう一人います。当時17歳のA r 証人です。しかし、彼の供述は違法な取り調べの結果、つくり出されたものです。

A r 証人は、群馬工専の学生でした。逮捕されたのは他の証人より遅く、1972年の3月18日です（K、O、A○らは2月2日）。この日付は、後に重要な意味を持つので覚えておいて

ください。取り調べに当たったのは、中津川彰検事です。

A r 証人は、確定判決が有罪の認定に使っている6人の中では一番若く、当時17歳でしたが、黙秘を続けて頑張っていました。このことにあせった中津川検事は、接見禁止中であるにもかかわらず、両親を取り調べに同席させました。

ここで、父親は検事と一緒にたつて、「救対の弁護士は解任して、父の依頼する弁護士を選任したらどうか」などと「説得」しました。そして、「父親は突然立ち上り、同人に対し、『立て、眼鏡を取れ』と言い、立ち上った同人の顔面を手拳で2、3回殴打し、かつ『お父さんを殴れるか、殴るなら殴つてみる』と叫んだが、同人は、『殴れません』と言いながらへなへなと座り込んだ」（確定判決）とされています。これを境に、検察官の描いたストーリーのままに、星野さんを始めとする名前を次々にあげていきます。

## 〔2〕「愛情の発露」と正当化

A r 供述の信用性を考えるときに、この問題を避けて通ることはできません。

中津川検事は、二審の法廷で、父親の背後から「こんな乱暴しちや駄目だ」と身体を抑えて制止すると共に、A r 証人には、「親は、君のことをこれだけ思っているんだ。どうなんだ」と言つた、と白々しく証言しています。これではまるで、中津川検事は「正義の味方」です。しかし、実際は、黙秘を破れずあせつていた中津川検事が、あらかじめ両親と示し合わせて、A r 証人を殴らせたのです。

A r 証人は、中津川検事が父親をそそのかせて自分を殴打させた事情を、後に母親から聞いたと証言しています。

確定判決は、両親を取り調べに立ち会わせたことを、家庭裁判所の調査や審判に同席させることと一緒にたにして、「少年の保護育成に資するとともに、捜査手続の適正を確保する」ものだとしています。めちやくちやな暴論です。

その上、「少年の更生を望む余りの、父親の愛情の発露の域を出るものとは言えず、これをもつて、違法ないし任意性に影響を及ぼすと解することもできない」と暴行を正当化しているのです。

## 〔3〕真実の証言を否定

A r 証人が殴られた場所は、警視庁地下1階にあった取調室です。ここは、外の音がいつさい聞こえない、完全な密室です。わずか4畳半ほどの部屋に、両親、中津川検事、検察事務官、警官の5人がイスに座つたA r 証人を囲んでいました。その中で、生まれて初めて父親から殴られたショックは、どれほどのものだったのでしょうか。

この事態が起きたのは午後8時頃だと、確定判決は平気な顔をして書いています。ちょっと待ってください。午後8時の取り調べとはどういうことでしょうか？ A r 証人は、朝食後、午前8時頃から取り調べを受けています。午後8時ということは、すでに12時間に及んでいるではないですか。この後、取り調べは深夜まで行われます。これ自体が違法なのです。これは、他の証人もすべて同じです。

公判廷で証言に立つたA r 証人は、星野さんが「離れる、火炎ビンを投げろ」と指示したことを認めない限り供述調書を作成しないと、中津川検事から執拗に追及されたと述べています。そのような状況でつくられた供述調書に信用性がないことは明白です。

A r 証人が勇気をふるつて真実を証言したことを、確定判決は「措信しがたい」と一方的に切り捨てます。そして、捜査段階の供述調書に「特信情況」があるとして、星野さんを有罪にする

証拠に使っているのです。

A r 証人がどのような供述をし、それがいかに信用できないものかは、次回、具体的に検討します。

## 第17回

A r 証人に「命令を聞いた」とウソを強制

- 中津川彰検事がでっち上げ -

### 〔1〕「投てき指示」が弱点

当時17歳のA r 証人が逮捕されたのは、1972年の3月18日です。前回の連載で、この日付を覚えておいてくださいとお願いしました。まず、その答から明らかにします。

「投てき指示」に関する供述一覧表を見てください。

A r 証人が逮捕された3月18日の段階では、「星野文昭さんが火炎ピンの投てきを指示した」とする供述が、非常に弱いことが分かります。

まずK証人。彼は、これまで何回も見たように、確定判決が殴打認定の柱とした証人です。K供述は、誰か分からないが「離れろ、火炎ピンを投げるぞ」という声を聞いたとなっています。K証人の供述は何回も変わっていますが、この点は一貫しています。K供述は、「危ないから下がれ」という警告の意味になります。

同じ警告の意味になるのが、I供述です。彼は、「確か奥深山さん」が、「火炎ピンを投げるから下がれ」と言ったと供述しています。

S証人は、「私の前にいた人が投げた」と言うだけで、名前はあげていません。

O証人は、最初から奥深山さんが「火炎ピンを投げろ」と言ったと供述しています。ところが、執行猶予で釈放された後の6月26日になって検察庁に呼び出され、「星野さんか奥深山さんの声」と訂正させられています。

結局のところ、3月までに星野さんの名前をはっきりあげているのは、A o 証人ひとりです。それも、「火を付けろ」というあいまいな言葉になっています。「火炎ピンを投げろ」という明確な指示ではないのです。

検察官は、「星野さんが中村巡査を殴っていた」とでっち上げることに夢中で、気がついたら、「火炎ピン投てきの指示」がまるで立証できないことに驚いたのです。

### 〔2〕A r 証人を集中的に攻撃

中津川彰検事は、A r 証人にねらいを定めました。

他の人より遅く逮捕したことを利用して、「火炎ピン投てきの指示」を証言させようとしたのです。ところが、A r 証人は黙秘でがんばり、4月に入るまで調書を取れませんでした。あせった中津川検事が父親をそそのかせてA r 証人を殴らせたのは、前回、見た通りです。

中津川検事は、この後、A r 証人を集中的に攻撃します。

4月6日の警察官調書では、誰かが「離れろ」と号令をかけたので皆が機動隊員から離れ、火炎ピンが投げられた、となっています。また、「私自身はその時火炎ピンを投げた記憶はありません」と自分が投げたことは認めていません。

それが、わずか3日後の警察官調書で、星野さんが「離れろ、火炎ピンを投げろ」と命令を



し、自分も投げたとなります。「誰か」が「星野さん」に変わった理由は、どこにも述べられていません。なぜ「命令」と認識したのか、なぜ言葉が変わったのかも書いてありません。

これらの上に、4月12日付けの検察官調書がまとめられます。確定判決は、これを根拠に、星野さんの火炎ビン投てきの指示を認定するという構図になっています。殴打に関する核心証拠はK供述ですが、投てき指示に関する核心証拠はAr供述（4月12日付け検察官調書）なのです。

もう一度、K証人の供述を見てください。彼は、誰か分からないが「離れる、火炎ビンを投げるぞ」という声を聞いたと言っています。Ar供述と良く似ていますが、意味は、まったく違います。K供述は、「危ないから下がれ」という仲間に対する警告なのに、Ar供述は、命令そのものです。このすり替えをやったのは中津川検事です。

中津川検事の悪辣さに、体が震えるような怒りを感じます。彼は、裁判になった時に矛盾が少ないように、わずかな言葉を入れ替えただけで、まったく違う「命令」にしてしまったのです。

Ar証人は、本当に火炎ビン投てきの命令を聞いたのでしょうか。それは、本当に星野文昭さんの声だったのでしょくか。公判の証言で真実が明らかになります。

次回、検討します。

#### 「火炎ビン投てき指示」に関する供述一覧

2月 4日～11日	星野文昭さんの名前は出ない
12日	Ao証人 星野さんが「火を付けろ」と命令
13日	O証人 奥深山さんが「火炎ビンを投げろ」
14日	K証人 誰かが「離れる、火炎ビンを投げるぞ」
18日	I証人 誰かが「火炎ビンを投げるから危ないぞ」
19日	I証人 確か奥深山さん「火炎ビンを投げるから下がれ」
3月12日	S証人 私の前にいた人が投げた（命令はなし）
4月12日	Ar証人 星野さんが「離れる、火炎ビンを投げろ」と命令
6月26日	O証人 星野さんか奥深山さんが「火炎ビンを投げろ」

#### 第18回

Ar証人は「命令」を聞いていない

#### 〔1〕確定判決の認定

今回は、まず、Ar証人の供述を、確定判決がどう使っているかを見ます。

「この段階においては、『火炎びんを投げろ。』と号令した同被告人（星野文昭さん）はもちろん、右号令に基づいて火炎びんを投てきしたAo、Arやその他の者には、確定的殺意を内容とする共謀があったと考えるのが相当であり、これをもって未必的殺意を内容とする共謀に過ぎないとする原判決の認定は誤りと言わざるを得ない」

確定判決は、中村巡査を殴打する段階では「未必的殺意」だったものが、火炎ビンを投てきする段階では「確定的殺意」に変わったのだと言います。これが、一審判決の懲役20年を破棄して、無期懲役を言い渡す最大の根拠とされています。その核心となる証拠が、Ar証人の供述調書なのです。

Ar証人は第一審の公判で証言し、確定判決は次のように要約します。

「検察官の主尋問に対して、右指示が同被告人の声だったかどうか判然せず、ただ検察官に事情を聞かれた当時は、記憶にあるとおり述べたとする」。

弁護人の反対尋問に対して、「指揮者だから星野の声だろうと思っていた。カスレ声のように聞えた、特別によく覚えているということはない」と答えた。

星野さん自身の質問に対して、「星野の顔はよく知っており、声（の特徴の意）は大体知っている」旨の証言をした。

結論として、「同人の検事調書がその記憶に従って述べられたものであることを裏付けた経過となっている」。

## 〔２〕公判証言の真実

この「要約」は正しいでしょうか。これまで連載を読んできた読者の皆さんは、確定判決はこういう時に必ず誤魔化しをしようと思うでしょう。

A r 証人は、主尋問の段階から、「火炎ピンを投げろ」という声は誰のものか分からなかったとはっきり答えています。しかも、「当てもよくわからなかったです。」「当時、あんまりはっきりしなかったんですけども、そういう供述をしました。」「当ても誰の声だったかよくわかりませんでした。」と、繰り返し訴えています。

確定判決は、それらを「判然せず」などという訳のわからない「要約」にした上、「検事に事情を聞かれた当時は記憶にあるとおり述べましたか」という、ごく抽象的な質問に対する答だけを強調します。これは「要約」ではなく、ペテンです。

### 《公判証言》

弁護人 「取調の当時は、星野さんだと思って居たんですか。そういう指示を出したのは。」

A r 証人 「当ても、さっき言ったように、指揮者であるから、星野さんの声だろうというふうに思っていたわけです。で、供述した時も、そのまま言いました。」

弁護人 「そうすると、その言葉を発した現場を見たとか、声の調子がとうだとか、あのかすれた声は星野さんだとか、そういうことは本当はわからないわけですね。」

A r 証人 「言ってる人の顔は見えてないですね。」

星野被告 「大体、ぼくの顔とか声については、かなりよくわかる程度でしたか。」

A r 証人 「はい。顔については、よく記憶していました。」

星野被告 「声は。」

A r 証人 「大体。」

確定判決は、この「大体。」を、星野さんの声を聞き分けられるという趣旨に「要約」しています。しかし、顔との対比で、顔ほどは知らないと理解するのが自然です。

確定判決は、A r 証人が公判で語った全体をゆがめて、・の結論だけを強調します。

## 〔３〕「指揮者だから星野さんの声だと思った」

A r 証言全体を検討すると、次の結論が明らかになります。

- a . A r 証人は、「火炎ピンを投げろ」と言った人の顔を見ていない。
- b . その声が星野さんのものであると聞き分けた訳ではない。
- c . 当てもそのように供述した。

それが、どうして、星野さんが「離れろ、火炎ビンを投げろ」と命令したことにされたのでしょうか。

「火炎ビンを投げろ」は命令だ 命令は指揮者が出す 星野さんは指揮者だ 従って「火炎ビンを投げろ」と言ったのは星野さんだ。

こういう、推測の上に推測を積み上げる三段論法、四段論法によって、A r 供述がつくられてしまったのです。

そもそも、火炎ビンが誰かの命令で投げられたとすること自身が、根拠のない推測です。混乱し、興奮した現場では、前回見たK証人が供述するように、「離れろ、火炎ビンを投げろぞ」という声を聞いたとする方が、はるかに自然です。誰かが火炎ビンを投げる時に、「危ないから下がれ」と警告したのです。

A r 供述は、このような真実を踏みにじり、中津川彰検事が意識的にでっち上げた、ウソの固まりなのです。

## 第19回

どうして確定判決はS証人を消したのか

- 「A oがカーキ色のコートを着ていた」 -

### 〔1〕確定判決の扱い

これまで連載を読んできた皆さんは、デモ参加者6人の供述を基にして、確定判決が星野文昭さんの「実行行為」を認定したことをご存じですね。K、O、I、A o、A r、そしてS、この6人です。

ところが、S証人は、これまで1回も登場していません。確定判決が、事実認定から意識的に排除してきたからです。S証人はどうでも良い、重要ではない証人でしょうか。そうではありません。非常に重要な証人です。どうして、確定判決に出てこないのでしょうか。「おかしい」「何かあるな」と思うでしょう。その通りです。S供述は、確定判決にとって都合が悪いのです。

確定判決が、S証人に触れているのは、2カ所だけです。

1・(S証人の法廷での証言は)「中村巡査を殴打していた者三名に関し、直観ないし服装その他によって、A o橋と特定し、残る一名を奥深山と特定したうえ、同人については、確かではない旨を再三にわたって述べているに過ぎb」 2・「同人は本件殺害現場における、中村巡査が捕まった当初の状況について甚だ特異な供述をしているが、関係証拠と対比すると、同供述部分を直ちには信用し難い。「従って、同人(S証人)が同被告人(星野さん)の殴打の状況について供述していないからと言って、これまた所論(弁護側の主張)の根拠とはなし難い」整理しましょう。「Sは中村巡査を殴打した者をA o、K、奥深山と三名特定しており、奥深山に関して確かではないと言っているだけだ」。これが、1・です。「特異なことを言うS供述の信用性は低いのだから、星野文昭の殴打を供述していないからと言って、星野文昭がやっていない証明にはならない」。これが、2・です。

### 〔2〕S供述の内容

「甚だ特異な供述」とは何でしょう。「この略図のように道路右側をかけて行くと機動隊員ひとりが薄茶色のコートを着、白いマスクをした白ヘルメットをかぶった身長一五〇から一五五位の女に捕まり、この女が機動隊員の胸倉を両手でつかんで凶面矢印のように押して三人のデモ隊に引き渡しました」（3月15日 検察官調書） 草場裁判長は、「女がそんなことをするはずがない」という差別丸出しの思い込みで、判決文を書いています。しかし、それだけではありません。これを根拠にして、「S供述の信用性は低い」という結論に、強引に引っ張るのです。

決定的なのは、次の部分です。 中村巡查を殴っているのが「A〇であると思ったのは、彼がこの日着ていたカーキ色のコートは私が前日まで着ていたもの」だったからです（同前）。ここが核心です。これを隠したかったのです。S証人は、A〇証人が中村巡查を殴っていた、それがA〇証人と分かったのは彼が「カーキ色のコート」を着ていたからだ、と言います。しかも、そのコートは前の日まで自分が着ていたものだと、非常に具体的に述べています。思い出してください。確定判決が事実認定の柱にするK証人は、・星野文昭さんは「きつね色の背広上下」を着ていた、・そのような服装の人は星野さんしかいなかった、・したがって、中村巡查を殴っていたのは星野さんだ、としています。S供述はそれと真っ向から矛盾します。確定判決は、「きつね色（カーキ色）の人物が二人いた」とでも言うのでしょうか。〔3〕意識的なでっち上げ 草場裁判長は、星野文昭さんの服装が、実際は、「空色のブレザーとグレーのズボン」であることを知っています。しかし、K供述を事実認定の柱にすえる以上、彼の服装を「きつね色の背広上下」にせざるを得なかったのです。 そのために、S供述を徹底的に小さく見せ、隠そうとしています。S証人が言う、「A〇証人がカーキ色のコートを着て中村巡查を殴っていた」という供述内容は、確定判決のどこを読んでも出てきません。文字通り、一言も出てこないのです。これほど不誠実な態度はありません。裁判としての最低限の公正さありません。

誤解しないでください。「A〇証人が真犯人だ」と言っているのではありません。実を言うと、A〇証人も無実の罪で刑務所に送られたのです。彼は、殴ってもいないし、火炎ビンも投げていません。K証人もえん罪であり、奥深山さんも無実の罪で30年以上、苦しめられています。

71年当時、警察・検察は、デモ隊の主力であった労働者部隊に弾圧を集中しましたが、完黙・非転向の壁にはね返されました。追い詰められた結果、群馬県の学生がすべてをやったというストーリーにしました。この裁判全体が、意識的なでっち上げなのです。

## 第20回

確定判決のすべてがでっち上げ

- 6人中5人が冤罪 -

### 〔1〕デモ隊の主力は労働者

確定判決は、中村巡查を鉄パイプ等で殴打した上、火炎ビンを投げて殺害した人物が6いると記しています。星野文昭さん、奥深山幸男さん、大坂正明さん、K、A〇、Ar各証人です。それを、K、O、I、A〇、Ar、Sという6人の供述で認定するという構造になっています。

ここで、一つの疑問が浮かんで来ませんか。「実行犯」とされる6人はすべて学生です。また、6人の供述者もすべて学生です。どうして、一緒に闘った労働者がいないのでしょうか。

確定判決自身が、当日、デモ隊は労働者・学生150人であったと認定しています。労働者はどこに消えたのでしょうか？ これはあやしい！ こういう時、確定判決は必ずごまかしをやっています。

まず、デモ隊の総数は、どの位でしょうか。確定判決は、人数を少なくしたがついています。それは、「群馬部隊」を強調するためです。実際には、反戦青年委員会の労働者が150～160人、学生が60～70人、総計220～230人です。

つぎに、学生は、どうでしょうか。三多摩の学生が主力で、半数以上。それに埼玉、群馬、栃木が加わるという構成になっていました。群馬県から参加した学生は、K供述によると13人です。デモ隊全体の1割もいなかったのです。

ところが、先に見たように「実行犯」6人全員が学生で、しかもそのうち、星野さん、大坂さんを除く4人が群馬県の学生となっています。どうして、こんな不自然なことになるのでしょうか。

## 〔2〕群馬県の学生に弾圧を集中

デモ隊の7割以上は、東京の反戦派労働者です。彼らが、闘いの中軸をになったのは明白です。弁護団が補充書で指摘したように、「反戦」のヘルメットをかぶった人が中村巡査を殴っていたという民間の目撃証言もありました。したがって、警察は当初、労働者に弾圧を集中しました。しかし、これは失敗します。「完黙・非転向」の壁にはじき返されたのです。

72年になって、警察は、方針を変えます。群馬県から未成年を含む学生が参加していることに目を付け、ここに弾圧を集中したのです。ついに、何人かから供述を引き出すことに成功しますが、困った事態に直面します。闘争経験の浅い彼らは、労働者はもちろん、他の都県の学生たちの名前も顔も知らなかったのです。

当時の警察庁長官は、「何としても犯人をあげろ」と厳命していました。それに応えるには、群馬県の学生を「犯人」にするしかない所に、警察は追い詰められたのです。

## 〔3〕無実の学生に「自白」を強要

それぞれの供述調書を時系列で整理して、検討すると、警察の手口が明瞭に浮かんできます。最初のうち、証人たちは、他人のことをしゃべらされます。「 が殴っているのを見た」とか「 が火炎ビンを投げた」という具合です。しかし、次には、それが自分に振りかかって来ます。「お前がやったのを見た」と が証言している」として、やってもいけないことの「自白」を強制されていくのです。

K証人は、その典型です。他人事だと思ってしゃべっている内に、自分の身に火が付きました。彼は、弁護団の聴取に対して、「倒れた中村巡査に火炎ビンを投げたことにされそうになり、それよりはましだと思って、竹竿で殴ったことにした」という趣旨の証言をしています。裁判になってから無実を訴えますが、認められませんでした。取り調べの時に甘いことを言っていた検察官が「量刑不当」で控訴し、結局、一審判決よりも重い4年以上6年以下の不定期刑で刑務所に送られたのです。

A○証人も無実なのに、「火炎ビンを投げました」という供述調書を取られ、7年間刑務所に入りました。彼は、星野さんの指示で火炎ビンを投げたという事実をでっち上げるために不可欠のキー・パーソンとされました。警察としては、無理でもやりでも火炎ビン投てきの「実行犯」にする必要があったのです。

奥深山さんは、梅沢米店前での殴打に加わったとされていますが、それは不可能です。彼は、途中にある菓子店に逃げ込んだ機動隊員を店の前で待ち受けている所を、別の証人に目撃されています。その後、逆方向に少し歩いています。この時間を計算すると、絶対に、中村巡査殴打に間に合わないのです。

大坂さんに関しては、6人全員が面識がありません。冤罪の温床である「写真面割り」を基に、「この人が殴っていました」と供述させただけです。

現在も、「自分はやりました」と認めているのは、A r 証人ひとりです。

実に、「実行犯」とされた6人の内、5人までが冤罪であり、でっち上げなのです。そのような供述で、星野文昭さんは有罪とされ、無期懲役を宣告されたのです。

## 第21回

奥深山幸男さんも無実だ

- でっち上げの手口をあばく -

### 〔1〕中村巡查攻撃の時間

前回の連載で、中村巡查攻撃の「実行犯」とされた6人のうち、5人までが無実であることを説明しました。

それに対して、「もう少し詳しく説明してほしい」という声が寄せられました。そこで、奥深山幸男さんに関するでっち上げがどのように行われたかを明らかにします。そのことによって、星野文昭さんの無実がさらにはっきりするでしょう。

まず、中村巡查攻撃の時間は非常に短くて、1分間にも満たなかったことを頭に入れてください。連載の13回で見たように、このことは、確定判決の大きな弱点の一つであり、草場裁判長は意識的にごまかしています。

法廷に提出された証拠によって、デモ隊が中村巡查を補足したのは、午後3時23分10秒前後と特定されています。ここまで正確に分かるのは、民間の目撃者が、「菊花賞レースの第3コーナーを回ったときに、自分の前を通った」という趣旨の証言をしているからです。

ところが、確定判決は、「三時二〇数分過ぎ頃」とわざわざあいまいな書き方をしています。なぜか。都合が悪いからです。

時間が正確に特定されると、警察がストーリー全体をつくる上で、決定的に重要な役割を果たした0証人が、現場に間に合わないことがはっきりしてしまうのです。

さらにその上、奥深山幸男さんが、その時間には、現場に到着していないことが明らかになってしまいます。奥深山さんは全体の最後尾で移動していて、とうてい、中村巡查攻撃には間に合わなかったのです。

### 〔2〕問題の時間は1分半

話が分かりやすいように、当日の、デモ隊と機動隊の動きを整理してみます。

神山派出所前で衝突したのは、午後3時20分です。これは、警察が撮影した写真と、「菊花賞レースのスタートと同時だった」という民間の証言で裏付けられています。

ここから、中村巡查が攻撃された梅沢米店前までは、240mあります。この距離を3分で走ったこととなります。ここで、変だな？と思いませんか。機動隊もデモ隊も、必死で走ったはずなのに、どうして240m走るのに、3分もかかるのでしょうか。

実は、機動隊の阻止線が崩れた後、一気に突進したわけではないのです。機動隊の主力はNHK方面の路地に逃げますが、9名前後の機動隊員は直進しました。PL教団の前あたりまで、隊列を保ったまま、じりじりと後退し、ここでガス弾を発射しました。その後、機動隊は総崩れになり、前を向いて逃げるだけになりました。PL教団前は、丁度、中間点になります。この先、機動隊は必死に逃げ、デモ隊は全力で追いますから、時間としては、ごく短いこととなります。常識的に考えて、20数秒、30秒を越えることはないでしょう。

こうなります。

PL教団前から梅沢米店前まで20数秒、梅沢米店前で1分未満、どう計算しても全体で1分半を越えません。問題は、この1分半に、奥深山さんは何をしていたか、です。また、星野文昭

さんは何をしていたか、です。

### 〔3〕菓子店の前で機動隊を待ち受け

奥深山さんに関しては、有力な目撃証言があります。

Mさんというデモ参加者が、神山派出所から30mしか離れていない松葉寿司の前で奥深山さんと出会って、言葉を交わしたと証言しています。一審判決は、この事実を否定していません〔二審の途中で公判停止になったので、確定判決は何も触れていません〕。

問題は、時間です。

奥深山さんの動きを再現してみましょう。まず、堀田菓子店の前に行きました〔ここは神山派出所から約70m程離れています〕。この店に逃げ込んだ機動隊員・長谷川巡查を、しばらく待ち受けました。これは、機動隊が総崩れになる前の話です。その後、先頭集団との距離が開きすぎたと考えた奥深山さんは、約40m後ろに戻り、最後尾の集団に分け入って、早く前進するよう呼びかけました。その時に、Mさんと出会ったのです。

ここから梅沢米店までは、200m以上あります。全力で走ったとしても、もはや、中村巡查攻撃には間に合いません。

一審の法廷で証言した奥深山さんは、走っている途中で、前方に火炎ビンの炎が上がるのが見えたと言っています。さらに前進し、それを左に見ながら現場を駆け抜けたが、その時、「周囲には、もう誰もいなかった」と証言しています。この内容は、彼がデモ隊の最後尾にいたという事実と一致するし、不自然なところがひとつもありません。

奥深山さんは、中村巡查攻撃の現場にいなかったのです。これが真実です。

ところが、その奥深山さんが、中村巡查を殴っているのを見たとか、馬乗りになったとか、火炎ビン投てきを指示したとか、生々しい証言をしている人がいます。

これは一体どういうことでしょうか。次回、さらにくわしく見ます。

## 第22回

奥深山幸男さんも無実だ

- でっち上げの手口をあばく - 続き

### 〔1〕中村巡查攻撃の現場にいなかった

前号はスペースの関係で連載をお休みしました。復習のために整理します。

奥深山幸男さんは懲役15年の一審判決を受けて東京高裁に控訴した後、発病し、公判が停止されたままの状態が続いています。奥深山さんは無実です。彼は中村巡查攻撃に参加していません。

奥深山さんは、神山派出所前から後退した機動隊を追いかけました。約70m先の堀田菓子店の前で、ここに逃げ込んだ機動隊員をしばらく待ち受けました。その後、後ろに戻って最後尾の集団に、早く前進するよう呼びかけました。その時に、M証人と出会いました。ここから全力で走ったとしても、もう中村巡查攻撃には間に合いません。

### 〔2〕「機動隊員に馬乗りになった」

星野文昭さんを有罪とする供述をした6人のデモ参加者は、中村巡查攻撃の場面で奥深山さん

を「目撃」したとする供述をしています。

まず、O証人から検討します。

O供述は、「倒れると奥深山さんがこの機動隊員の背中に馬乗りになり、鉄パイプのようなもので肩などを殴っておりました。■中略■奥深山さんが機動隊員から離れた直後、彼の通るような声で、『火炎ピンを投げろ』との号令が出、まわりにいた仲間から一斉に7本から10本位の火炎ピンが投げつけられ」たとなっています〔2月17日の検察官調書〕。

つぎに、K証人を見ます。

K供述の特徴は、最初は、奥深山さんを追い越したと述べていることです。真実が、こういう形で潜んでいるのです。検察官は、それでは困るので、「奥深山は私が群馬の部隊を追い抜いてちょっと速度をゆるめた時、私を追い越して機動隊員の所に到着したのだと思います」（2月18日、検察官調書）と言わせて、つじつまを合わせています。そして、「私がその四～五人の所に到着した時には奥深山がすでに到着して竹竿で殴っていたことを思い出しました」（同前）とするのです。

Ao証人は、次のように供述しています。

「機動隊員の右側の方から奥深山さん、機動隊員の左側の方からOsが、私と同じ位の鉄パイプで機動隊員の頭や肩を殴りつけており」（2月16日、検察官調書）。

「奥深山さんと背が低く黒っぽいジャンパーの男も確か火炎ピンを投げたのをはっきり見えます」（同前）。

Ar証人は、「殴っている仲間の中に奥深山、Aoがあり、他2、3名がおりました」と供述しています（4月7日、検察官調書）。

S証人は、「奥深山さんが中央、Aoがその右側、kがその左側から機動隊員を道路左側のシャッターの方へ押し付けて鉄パイプのようなもので頭付近を乱打しておりました」と述べています。

I証人は、「星野、奥深山の二人ぐらいがそれぞれ長さ約30?の鉄パイプで前の方から機動隊員のかぶっているヘルメットをめがけてさかんに殴りつけたり」としています（2月19日、検察官調書）。

以上をまとめると、倒れた機動隊員に馬乗りになり鉄パイプで殴っていたとするO供述が、一番具体的に生々しいことが分かります。

### 〔3〕特定の根拠は「大柄」と「黒いコート」

しかし、重大な問題があります。O証人がどうやって奥深山さんを特定したのか、その根拠が書いてないのです。検察官もその弱点に気づき、2月18日の警察官調書で、写真による特定をさせました。

「写真赤丸 が中隊長であった高経大の奥深山君です。私は彼との付き合いが長く、体の恰好やこの日朝から会っておりますので服装からも分かります」

ストップ！ この文章を良く読んでください。どうです。臭うでしょう。顔を見て分かったとは書いてないのです。「体の恰好」と「服装」しか上げていません。

K供述は、「その火炎ピンを■中略■黒コートを着て長身で大柄の人に手渡していました。この大柄の人というのは、その姿から見覚えのある奥深山さんだっただと思います」となっています（2月18日、警察官調書）。

S供述も、「黒色のコートの男が奥深山さんと分かった理由ですが、奥深山さんとは事件当時



の3、4ヶ月まえからの知り合いで特に闘争について影響を受けていたので後姿でも分かるのです」と述べています（3月13日、警察官調書）。

すべて、特定の根拠は「長身で大柄」と「黒コート」です。こういうやり方が、この裁判全体の特徴です。まったく同じ手口で、星野文昭さんをでっち上げたのです。

ところが、検察官は大変な失敗をしました。O証人に特定させた写真は、奥深山さんではないのです。当時の奥深山さんを知っている人が見れば、一目瞭然。まるで別人です。しかも、手に持っているのは、鉄パイプではなくバールです。さらに、奥深山さんは「白いマスク」をしていたはずなのに、この写真はタオルの覆面です。

ウソの供述を暴くのは本当に大変です。ともすれば水掛け論にされてしまいます。しかし、奥深山さんを写真特定で裏付けようとしたため、逆に、O証人らの供述がウソであることが証明されてしまったのです。